



介護サービス情報公表システム

令和6年度介護報酬改定に伴い公表事項となった主な内容

①財務状況が分かる書類（「運営情報」欄）

令和6年度から、事業所等の財務状況が分かる書類（財務諸表又は計算書類等）の公表が必要となりました。

②重要事項等（「書面掲示」規制の見直し）（「事業所の特色」欄）

事業所の運営規程の概要等の重要事項等については、原則として事業所内での「書面掲示」（又は電子機器による電磁的記録を閲覧できる状態）が求められていますが、今後は、同様の情報をインターネット上でも閲覧できるよう、法人のホームページ等又は介護サービス情報公表システムに掲載し公表することとなりました。

（令和7年度から義務付け）

※この他、令和6年度から義務化されたBCP等も公表事項となっています。

重要事項等は、法人のホームページ等での公表も可能とされていますが、更新されていない場合もありますので、内容を見直していただくなど、積極的な事業所の情報発信をお願いします。

また、公表対象となる事業所は、公表の依頼通知が届きましたら、期限内の報告にご協力ください。

なお、公表対象外（1年間で提供を行った介護サービスの対価として支払いを受けた金額が100万円以下）の事業所においても、基本情報の更新や運営情報の公表も可能ですので、お気軽にお問合せください。

公表希望のお問合せ：長野県指定情報公表センター（長野県社会福祉協議会）

（Tel 026-226-2000、E-mail kaigo@nsyako.or.jp）

【重要事項の公表方法（情報報告システムログイン後）】

項目	備考
1 事業所の特色	
備考	<input type="button" value="備考を保存する"/>

法令・通知等で「書面掲示」を求めている事項の一覧

利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項(運営規程の概要等)

※PDF・Excel・wordファイルのみ
※2MBを超えるファイルはアップロードできません

ファイル1 ファイルが選択されています

ファイル2 ファイルが選択されていません

タイトル

居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料

※PDF・Excel・wordファイルのみ
※2MBを超えるファイルはアップロードできません

ファイル1

ファイル2

「手順3事業所の特色」欄に、Excel、Word、PDFの媒体にてアップロードすることが可能です。

長野県指定情報公表センター

長野県健康福祉部介護支援課サービス係